

（後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数の算定方法）  
**第十六条** 算定政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、当該都道府県に係る次の各号のいずれかに掲げる数であつて当該都道府県の知事が定める数とする。

一 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 後期高齢者支援金等納付金算定基礎額（算定政令第十条第一号の後期高齢者支援金等納付金算定基礎額をいう。次項において同じ）  
 口 当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る調整前後期高齢者支援金等納付金基礎額の総額

二 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 前号イに掲げる額

口 当該年度における当該都道府県内の各市町村について当該市町村に係る調整前後期高齢者支援金等納付金基礎額に当該市町村に係る後期高齢者支援金等納付金標準収納割合を乗じて得た額の総額

2 前項第一号口及び第二号口の調整前後期高齢者支援金等納付金基礎額は、後期高齢者支援金等納付金算定基礎額に当該市町村に係る算定政令第十条第一号に掲げる数を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号口の後期高齢者支援金等納付金標準収納割合（第二十八条第八項において「後期高齢者支援金等納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦課される保険料（後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険料に限る。以下この項、第二十八条第八項及び第三十二条第六項において同じ。）の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。

（都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法）

**第十七条** 算定政令第十一条第三項第一号に規定する当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者（介護保険法第九条第二号に該当する者である被保険者をいう。以下同じ。）の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の数

（市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法）

**第十八条** 前条の規定は、算定政令第十一条第四項第一号イ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

（市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の算定方法）

**第十九条** 算定政令第十一条第四項第一号イ(2)に規定する当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定される額とする。

（都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の算定方法）

**第二十条** 算定政令第十一条第四項第一号口(2)に規定する当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定される額とする。

（市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法）

**第二十一条** 算定政令第十一条第四項第二号口(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者の固定資産税額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者の数

（都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法）

**第二十二条** 前条の規定は、算定政令第十一条第四項第二号口(2)に規定する当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

（市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の算定方法）

**第二十三条** 算定政令第十一条第五項第二号口(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該市町村の区域内に住所を有する介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数を勘案して算定される額とする。

（都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の算定方法）

**第二十四条** 前条の規定は、算定政令第十一条第五項第二号口(2)に規定する当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯の見込額について準用する。この場合において、前条中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

（介護納付金納付金基礎額調整係数の算定方法）

**第二十五条** 算定政令第十一条第六項に規定する介護納付金納付金基礎額調整係数は、当該都道府県に係る次の各号のいずれかに掲げる数であつて当該都道府県の知事が定める数とする。

一 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 介護納付金納付金算定基礎額（算定政令第十一条第一号の介護納付金納付金算定基礎額をいう。次項において同じ）  
 口 当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る調整前介護納付金納付金基礎額の総額

二 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 前号イに掲げる額

口 当該年度における当該都道府県内の各市町村について当該市町村に係る調整前介護納付金納付金基礎額に当該市町村に係る算定政令第十一条第一号に掲げる数を乗じて得た額の総額

2 前項第一号口及び第二号口の調整前介護納付金納付金基礎額は、介護納付金納付金算定基礎額に当該市町村に係る算定政令第十一条第一号に掲げる数を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号口の介護納付金納付金標準収納割合（第二十九条第八項において「介護納付金納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦課される保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料に限る。以下この項、第二十九条第八項及び第三十三条第六項において同じ。）の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の標準的な水準とする。

（市町村標準保険料率）

**第二十六条** 法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一 基礎市町村標準保険料率（基礎市町村標準算定基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）

二 後期高齢者支援金等市町村標準保険料率（後期高齢者支援金等市町村標準算定基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）

三 介護納付金市町村標準保険料率（介護納付金市町村標準算定基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）